

学校における働き方改革推進本部（第3回）

議事次第

日 時：令和2年1月14日（火）11：00～11：50

場 所：東館11階省議室

議 題：（1）学校における働き方改革に関する文部科学省工程表の進捗状況について
（2）学校における働き方改革に関する条件整備及び業務削減について
（3）その他

資 料：

【資料1】学校における働き方改革に関する文部科学省工程表

【資料2】改正給特法の施行に向けたスケジュール（案・イメージ）

【資料3】公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律の概要

【資料4】公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

【資料5】国（文部科学省）から学校宛ての定期的な調査の見直し（案）

【参考資料1】公立学校における働き方改革の推進（全体イメージ）

【参考資料2】教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査（結果概要）

【参考資料3】学校における働き方改革推進本部の設置について

【参考資料4】学校における働き方改革推進本部・幹事会の構成員

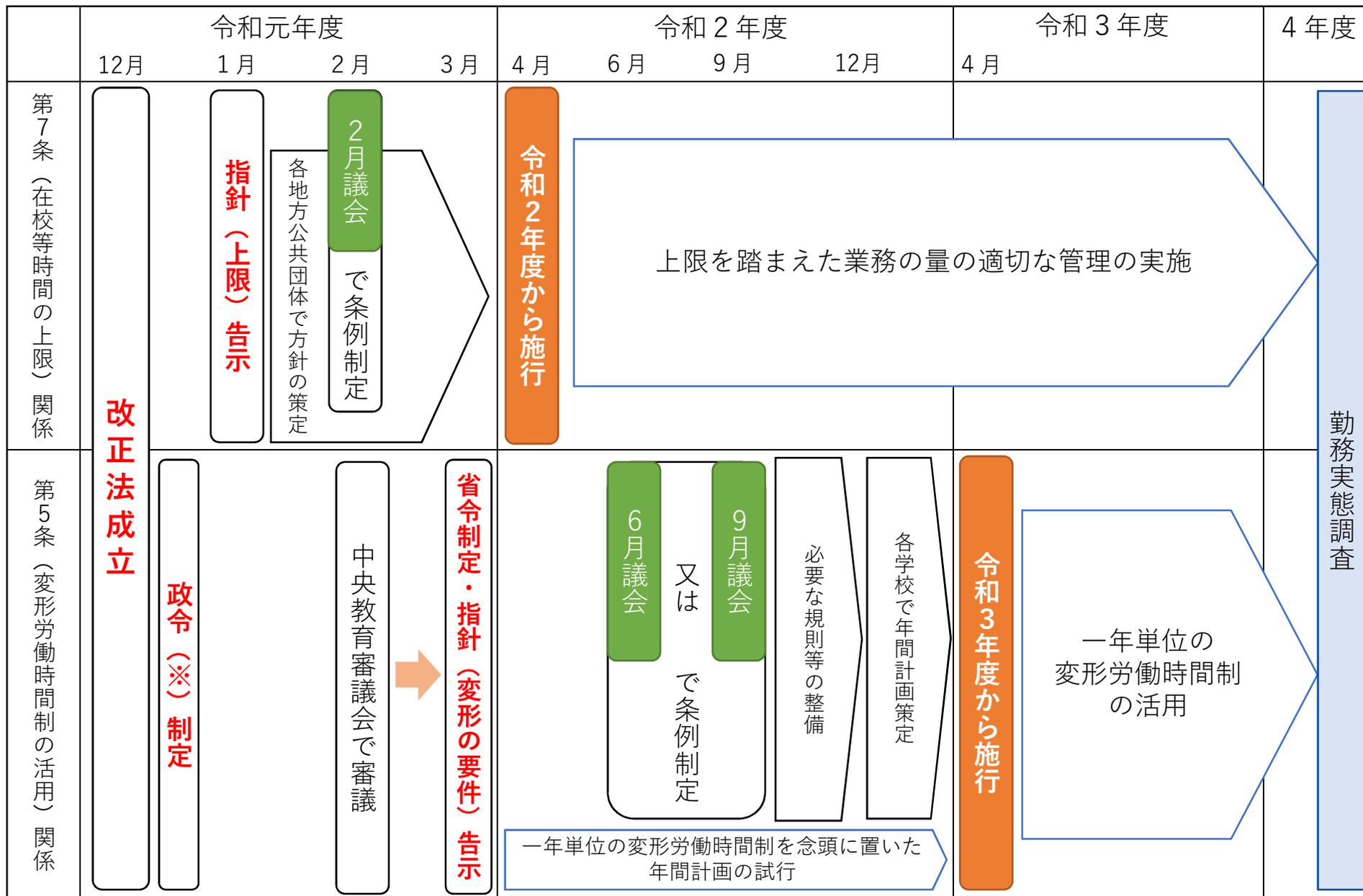
学校における働き方改革に関する文部科学省工程表①

	2018年	2019年			2020年			2021年	22・23年		
		1月	4月	夏	12月	1月	4月	夏	12月	4月	
全体	中教審 働き方改革 審議	答 申	工程表 作成	通 知	TALIS 2018公表	PISA 2018公表	小・中・高等学校 新学習指導要領順次実施				
		働き方改革 推進本部設置			随時開催 幹事会 随時開催			教育課程、免許、研修、先端技術の効果的な活用等、今後の検討課題について中教審等で検討の上、結論の出たものから制度改正、実施			
上限ガイドラインと 勤務時間管理の徹底	ガイドライン 検討	決 定	通 知	運用に係る Q&Aの提示	法令上の根拠を設ける 制度的工夫の検討	制度的工夫を 踏まえた対応 の教育委員会 への周知	上限ガイドラインを始点としたPDCAサイクルの実施				
		教育委員会に対し、地方財政措置も活用した勤務時間管理の徹底を指導			PTA団体等との協力による 適切な時間設定の働きかけ						
労働安全衛生管理の 徹底	全ての学校での労働安全衛生管理(ストレスチェックを含む)の充実を指導										実施状況を調査・公表、指導を実施 ※特にストレスチェックについては市町村毎の公表を予定
	法令上の義務の遵守徹底を指導										
	労働安全衛生に関するわかりやすい資料作成			教育委員会へ周知							
	労働安全衛生に関する先進事例の収集										
	勤務環境の改善事例の把握			電話窓口の活用を啓発							
	空調整備の支援										
意識改革	各種会議での呼びかけ										
	フォーラムの開催										フォーラム
メッセージ発信	優秀教職員表彰での働き方改革の観点考慮										表彰
	学校評価における評価項目例の作成			教育委員会へ周知							
	大臣 メッセージ 発出										表彰
	関係省庁へ協力等要請										
	関係団体(知事会、市長会、町村会、経済団体等)へ協力等要請										
	PTA等と連携して周知										
	教育委員会向けビデオ教材作成										
	政府広報等を活用したWEB動画等の作成・周知										
	地方公共団体の研修等における活用促進										
	業務改善の優良事例収集										
	ポイント等を明示した資料の作成										

学校における働き方改革に関する文部科学省工程表②

	2018年	2019年			2020年			2021年	22・23年		
	1月	4月	夏	12月	1月	4月	夏	12月	4月		
業務の役割分担・適正化	組織再編	学校へ新たな業務を付加しようとする場合にはスクラップ・アンド・ビルドを原則とし、財務課と調整することを徹底									
	業務改善状況調査の見直し	調査の実施	市区町村別に公表		調査	公表		調査	公表		
	学校管理規則，標準職務モデル案提示										
	学校単位で作成される計画の効果的な在り方の提示										
	部活動ガイドライン策定	地域・保護者向けメッセージ発出									
		教育委員会等への要請									
	大会主催者への大会日程や出場資格・引率に係る規定の見直し要請	実施状況を踏まえつつ，大会主催者へ引き続き要請									
	部活動ガイドライン遵守を前提とした部活動指導員の配置										
	将来的に，部活動を学校単位から地域単位の取組にし，学校以外が担うことも積極的に進めるために必要な方策を検討										
	学校給食費公会計化ガイドライン策定										
これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の役割分担・適正化を進めるための方策の推進											
総合的な学習の時間での校外学習の明確化，様式の簡素化など指導要録の改善通知											
組織運営体制	業務効率化に向けた，組織や校務分掌の整理・統合のモデルを提示										
	主幹教諭や事務職員の活用による業務改善等の優良事例の収集					優良事例の周知					
	学校管理規則，標準職務モデル案提示										
若手教師支援のため，ホームページやSNS等を通じた指導方法等に関する情報を発信											
勤務時間制度	一年単位の変形労働時間制導入に向けた制度的検討										
	制度改正										
	周知										
	部活動の大会主催者等に対する夏季休業中の大会の見直し要請										
夏季休業中に業務を求めてきた通知等の見直し											
教職調整額の水準について，必要に応じ中長期的な課題として検討											
公立学校の教師に関する労働環境について，法制的な枠組みを含め，必要に応じて検討											
環境整備	英語専科を担当する教師など，学校指導体制の充実										
	スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，部活動指導員，スクールサポートスタッフなど，多様なスタッフの配置促進										
	家庭教育の充実への支援，コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入や地域学校協働活動の推進										
	校務の情報化など，学校のICT環境整備の推進										
	モデル事業	事例紹介			事例紹介			事例紹介			
フォローアップ等	積極的に取り組んでいる地方公共団体に対してインセンティブを講じる仕組みを検討					インセンティブを講じる仕組みの導入					
	勤務実態調査										

改正給特法の施行に向けたスケジュール（案・イメージ）



※ 省令を定めるに当たっては「中央教育審議会」の意見を聴くことを定めるもの。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律の概要

趣 旨

公立の義務教育諸学校等における働き方改革を推進するため、教育職員について一年単位の変形労働時間制を条例により実施できるようにするとともに、文部科学大臣が教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を策定及び公表することとする。

概 要

- 我が国の教師の業務は長時間化しており、近年の実態は極めて深刻。
- 持続可能な学校教育の中で教育成果を維持し、向上させるためには、教師のこれまでの働き方を見直し、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにすることが急務。
- このため、学校における働き方改革を推進するための総合的な方策の一環として、以下の措置を講ずるよう、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(給特法)の一部を改正する。

1. 一年単位の変形労働時間制の適用(休日のまとめ取り等)【第5条関係】

- 夏休み等児童生徒の長期休業期間の教師の業務の時間は、学期中よりも短くなる傾向。
- 学期中の業務の縮減に加え、かつて行われていた夏休み中の休日のまとめ取りのように集中して休日確保すること等が可能となるよう、公立学校の教師については、地方公共団体の判断により、一年単位の変形労働時間制の適用を可能とする(※)。

※改正の内容

- ・ 一年単位の変形労働時間制を規定した労働基準法第32条の4(地方公務員は地方公務員法第58条により適用除外)について、公立学校の教師に対して適用できるよう、地方公務員法第58条の読み替え規定を整備する。
- ・ その際、労働基準法において労使協定により定めることとされている事項(対象となる労働者の範囲、対象期間、労働日ごとの労働時間 等)については、勤務条件条例主義を踏まえ、条例により定めることと読み替える。

2. 業務量の適切な管理等に関する指針の策定【第7条関係】

- 公立学校の教師が所定の勤務時間外に行う業務の多くが、超過勤務命令によらないものであること等を踏まえ、文部科学大臣は、公立学校の教師の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を定めるものとする。

施行期日

1. 一年単位の変形労働時間制の適用(第5条関係)については令和3年4月1日
2. 業務量の適切な管理等に関する指針の策定(第7条関係)については令和2年4月1日

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 本法第七条の指針（以下「指針」という。）において、公立学校の教育職員のいわゆる「超勤四項目」以外の業務の時間も含めた「在校等時間」の上限について位置付けること。また、各地方公共団体に対して、指針を参酌した上で、条例・規則等において教育職員の在校等時間の上限について定めるよう求めること。服務監督権者である教育委員会及び校長は、ICT等を活用し客観的に在校等時間を把握するとともに、勤務時間の記録が公務災害認定の重要な資料となることから、公文書としてその管理・保存に万全を期すこと。

二 指針において在校等時間の上限を定めるに当たっては、教育職員がその上限時間まで勤務することを推奨するものではないこと、また、自宅等における持ち帰り業務時間が増加することのないよう、服務監督権者である教育委員会及び校長に対し、通知等によりその趣旨を明確に示すこと。併せて、「児童生徒等に係る臨時的な特別の事情」を特例的な扱いとして指針に定める場合は、例外的かつ突発的な場合に限定されることを周知徹底すること。

三 服務監督権者である教育委員会及び校長は、教育職員の健康及び福祉を確保する観点から、学校規模にかかわらず、労働安全衛生法によるストレスチェックの完全実施に努めるとともに、優先すべき教育活動を見定めた上で、適正な業務量の設定と校務分掌の分担等を実施することにより、教育職員の在校等時間の縮減に取り組むこと。また、政府は、その実現に向け十分な支援を行うこと。

四 政府は、一年単位の変形労働時間制の導入の前提として、現状の教育職員の長時間勤務の実態改善を図るとともに、その導入の趣旨が、学校における働き方改革の推進に向けて、一年単位の変形労働時間制を活用した長期休業期間等における休日のまとめ取りであることを明確に示すこと。また、長期休業期間における大会を含む部活動や研修等の縮減を図るとともに、指針に以下の事項を明記し、地方公共団体や学校が制度を導入する場合に遵守するよう、文部科学省令に規定し周知徹底すること。

1 指針における在校等時間の上限と部活動ガイドラインを遵守すること。

2 所定の勤務時間の延長は、長期休業期間中等の業務量の縮減によって確実に確保できる休日の日数を考慮して、年度当初や学校行事等で業務量が特に多い時期に限定すること。

3 所定の勤務時間を通常より延長した日に、当該延長を理由とした授業時間や部活動等の新たな業務を付加しないことにより、在校等時間の増加を招くことのないよう留意すること。なお、超勤四項目として臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに行われるものを除き、職員会議や研修等については、通常の所定の勤務時間内で行われるようにすること。

4 所定の勤務時間を縮小する日は、勤務時間の短縮ではなく勤務時間の割り振られない日として、長期休業期間中等に一定期間集中して設定できるようにすること。

5 教育職員の終業時刻から始業時刻までの間に、一定時間以上の継続した休息時間を確保する勤務間インターバルの導入に努めること。

6 一年単位の変形労働時間制は、全ての教育職員に対して画一的に導入するのではなく、育児や介護を行う者、その他特別の配慮を要する者など個々の事情に応じて適用すること。

五 一年単位の変形労働時間制を導入する場合は、連続労働日数原則六日以内、労働時間の上限一日十時間・一週間五十二時間、労働日数の上限年間二百八十日等とされている労働基準法施行規則の水準に沿って文部科学省令を定めること。また、対象期間及び対象期間の労働日数と労働日ごとの労働時間等については、事前に教育職員に明示する必要があることを周知徹底するとともに、一年単位の変形労働時間制の導入は、地方公務員法第五十五条第一項及び第九項の対象であることについて、通知等による適切な指導・助言を行うこと。

六 学校における働き方改革に関する総合的な方策を取りまとめた平成三十一年一月の中央教育審議会答申の実現に向けて、国・都道府県・市区町村・地域・学校が一体となって取り組むこと。特に、教育委員会は、答申内容の実現を学校任せにせず、自らが主体となって学校における働き方改革を強力に推進すること。また、国及び地方公共団体は、「教員採用試験の倍率低下」や「教員不足」といった課題を解決するための対策に万全を期すこと。併せて、国は、抜本的な教職員定数の改善、サポートスタッフや部活動指導員の配置拡充をはじめとした環境整備のための財政的な措置を講ずること。

七 政府は、教育職員の負担軽減を実現する観点から、部活動を学校単位から地域単位の取組とし、学校以外の主体が担うことについて検討を行い、早期に実現すること。

八 教育職員の崇高な使命と職責の重要性に鑑み、教職に優秀な人材を確保する観点から、人材確保法の理念に沿った教育職員の処遇の改善を図ること。

九 三年後を目途に教育職員の勤務実態調査を行った上で、本法その他の関係法令の規定について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずること。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する
附帯決議

令和元年十二月三日
参議院文教科学委員会

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、本法第七条の指針（以下「指針」という。）において、公立学校の教育職員のいわゆる「超勤四項目」以外の業務の時間も含めた「在校等時間」の上限について位置付けること。また、各地方公共団体に対して、指針を参酌した上で、条例・規則等そのものに教育職員の在校等時間の上限時間数を定めるよう求めること。

二、服務監督権者である教育委員会及び校長は、ICT等を活用し客観的に在校等時間を把握するとともに、勤務時間の記録が公務災害認定の重要な資料となることから、公文書としてその管理・保存に万全を期すること。また、政府は、各地方公共団体が労働安全衛生法に基づいて、勤務時間の自己申告ではなく、客観的な把握ができるようにするための財政措置を拡充すること。

三、指針において在校等時間の上限を定めるに当たっては、教育職員がその上限時間まで勤務することを推奨するものではないこと、併せて、「児童生徒等に係る臨時的な特別の事情」を特例的な扱いとして指針に定める場合は、例外的かつ突発的な場合に限定されることについて周知徹底すること。また、上限時間を守らせるために、自宅等における持ち帰り業務時間が増加することはあってはならないこと、そもそも、持ち帰り業務時間を減らすことが求められることについて指針に明記すること。加えて、服務監督権者である教育委員会及び校長に対して、持ち帰り業務の縮減のために実態把握に努めるよう求めること。

四、服務監督権者である教育委員会及び校長は、教育職員の健康及び福祉を確保する観点から、学校規模にかかわらず、労働安全衛生法によるストレスチェックの完全実施に努めるとともに、優先すべき教育活動を見定めた上で、適正な業務量の設定と校務分掌の分担等を実施することにより、教育職員の在校等時間の縮減に取り組むこと。また、政府は、その実現に向け十分な支援を行うこと。

五、政府は、一年単位の変形労働時間制の導入が教育職員の健康及び福祉の確保を図り、業務縮減をした上で、学校の長期休業期間中等に休日を与えることを目的としていることから、地方公共団体がその目的に限って条例で定めることができる旨を文部科学省令に規定すること。

六、政府は、一年単位の変形労働時間制を活用した長期休業期間中等の休日のまとめ取り導入の前提要件として、指針に以下の事項を明記し、地方公共団体や学校が制度を導入する場合に遵守するよう、文部科学省令に規定し周知徹底すること。また、導入する学校がこの前提要件が遵守されているかについて、各教育委員会が十全に確認すること。

- 1 指針における在校等時間の上限と部活動ガイドラインを遵守すること。
- 2 長期休業期間中等における大会を含む部活動や研修等の縮減を図ること。
- 3 所定の勤務時間の延長は、長期休業期間中等の業務量の縮減によって確実に確保できる休日の日数を考慮して、年度当初や学校行事等で業務量が特に多い時期に限定すること。
- 4 所定の勤務時間を通常より延長した日に、当該延長を理由とした授業時間や部活動等の新たな業務を付加しないことにより、在校等時間の増加を招くことのないよう留意すること。なお、超勤四項目として臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに行われるものを除き、職員会議や研修等については、通常の所定の勤務時間内で行われるようにすること。
- 5 所定の勤務時間を縮小する日は、勤務時間の短縮ではなく勤務時間の割り振られない日として、長期休業期間中等に一定期間集中した学校閉庁日として設定できるようにすること。
- 6 教育職員の終業時刻から始業時刻までの間に、一定時間以上の継続した休息時間である勤務間インター

ーバルを確保すること。

7 一年単位の変形労働時間制は、全ての教育職員に対して画一的に導入するのではなく、育児や介護を行う者、その他特別の配慮を要する者など個々の事情に応じて適用すること。

七、一年単位の変形労働時間制を導入する場合は、連続労働日数原則六日以内、労働時間の上限一日十時間・一週間五十二時間、労働日数の上限年間二百八十日等とされている労働基準法施行規則の水準に沿って文部科学省令を定めること。また、対象期間及び対象期間の労働日数と労働日ごとの労働時間等については、事前に教育職員に明示する必要があることを周知徹底するとともに、一年単位の変形労働時間制の導入は、地方公務員法第五十五条第一項及び第九項の対象であることについて、通知等による適切な指導・助言を行うこと。

八、政府は、本法及び本法によって定められる文部科学省令、指針に逸脱した運用の防止策として、教育職員からの勤務条件に関する措置要求や苦情処理制度とは別に、教育職員等からの文部科学省や教育委員会への相談窓口を設けるよう促すこと。

九、学校における働き方改革に関する総合的な方策を取りまとめた平成三十一年一月の中央教育審議会答申の実現に向けて、国・都道府県・市区町村・地域・学校が一体となって取り組むこと。特に、教育委員会は、答申内容の実現を学校任せにせず、自らが主体となつて学校における働き方改革を強力に推進すること。また、国及び地方公共団体は、「教員採用試験の倍率低下」や「教員不足」といった課題を解決するための対策に万全を期すこと。併せて、国は、抜本的な教職員定数の改善、サポートスタッフや部活動指導員の配置拡充をはじめとした環境整備のための財政的な措置を講ずること。

十、政府は、教育職員の負担軽減を実現する観点から、部活動を学校単位から地域単位の取組とし、学校以外の主体が担うことについて検討を行い、早期に実現すること。

十一、教育職員の崇高な使命と職責の重要性に鑑み、教職に優秀な人材を確保する観点から、人材確保法の理念に沿った教育職員の処遇の改善を図ること。

十二、三年後を目途に教育職員の勤務実態調査を行った上で、本法その他の関係法令の規定について抜本的な見直しに向けた検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずること。

右決議する。

国（文部科学省）から学校宛ての定期的な調査の見直し（案）

【これまでの見直し状況】文部科学省が学校を対象として行う定期的な調査の件数

定期的な調査の件数	:	平成19年度	34件	➡	令和元年度	25件
上記のうち、毎年度実施の悉皆調査の件数	:	平成19年度	23件	➡	令和元年度	11件

文部科学省が学校を対象として行う定期的な調査一覧（令和2年1月現在）

※下線は、令和元年度実施の調査
◎：基幹統計 ○：一般統計

悉皆・毎年

- ◎ 学校基本調査
- 地方教育費調査
- 学校における教育の情報化の実態等に関する調査
- 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査
- 高等学校卒業（予定）者の就職（内定）状況に関する調査
 - ・ 全国体力・運動能力、運動習慣等調査
 - ・ 特別支援教育に関する調査（一部隔年）
 - ・ 英語教育実施状況調査
 - ・ 体罰の実施把握に係る報告
 - ・ 全国学力・学習状況調査
 - ・ **薬物乱用防止教室開催状況等調査**

抽出・毎年

- ◎ 学校保健統計調査
- 学校給食栄養報告

悉皆・隔年

- ◎ 学校教員統計調査（3年）
- 学校図書館の現状に関する調査（5年）
- 日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（2年）
 - ・ 余裕教室実態調査（5年）
 - ・ **公立小・中学校における教育課程の編成・実施状況（2年）**
 - ・ **公立高等学校における教育課程の編成・実施状況（2年）**
 - ・ **道徳教育実施状況調査（5年）**
- ・ 幼児教育実態調査（2年）
- ・ 高等学校等における国際交流等の状況調査（2年）
- ・ 学校評価等実施状況調査（5年）
- ・ 学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査（2年）

抽出・隔年

- **子供の学習費調査（2年）**

（今後の対応方針案）

- 「子供の学習費調査（幼小中高抽出・隔年）」は、令和2年度より学校向け調査を廃止し、保護者向け調査に集約。
- 「公立小・中学校における教育課程の編成・実施状況調査（小中悉皆・隔年）」は、「悉皆」から「抽出」調査に変更する方向で検討。
- 「公立高等学校における教育課程の編成・実施状況調査（高悉皆・隔年）」は、新高等学校学習指導要領が実施される令和4年度までは調査を見送り（真に必要な時期に限り実施）。
- 「道徳教育実施状況調査（小中悉皆・隔年）」は、「悉皆」から「抽出」調査に変更する方向で検討。
- 「薬物乱用防止教室開催状況等調査（小中高悉皆・毎年）」は、調査縮小の方向で検討。
- 定例的な調査は、毎年度不断の見直しをするとともに、その他の単発的な調査についても、他省庁から発出されるものも含め、都度必要性の検討や原則悉皆は認めずサンプル調査にすること、回答が容易なフォーマットの作成、オンラインで回答可能とすることなど、学校の負担軽減に向けた取組を徹底する。